

17監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成17年5月16日

| | |
|---------|-------|
| 福岡市監査委員 | 浜地輝一 |
| 同 | 星野美恵子 |
| 同 | 高橋宏和 |
| 同 | 福田健 |

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）
- (2) 財団法人福岡市体育協会（事務監査）
- (3) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（事務監査）
- (4) 社団法人福岡市雇用促進協会（事務監査）
- (5) 財団法人福岡船員厚生会館（事務監査）
- (6) 福岡市住宅供給公社（事務監査・工事監査）

2 財政援助団体監査

- (1) NPOアジア太平洋子ども会議・イン福岡（事務監査）
- (2) 社団法人福岡市保育協会（事務監査）

第2 監査委員の除斥

監査委員 浜地輝一は、平成15年7月1日から平成16年5月20日まで、財団法人福岡船員厚生会館の理事の職にあったため、同会館に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

(1) 団体の概要

ア 基本財産 1億円（平成16年9月30日現在）

イ 設立年月日 平成6年7月1日

ウ 設立の目的 福岡市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 各種スポーツの振興事業

(イ) 各種スポーツの情報の収集及び提供事業

(ウ) 各種スポーツに関する調査及び研究事業

(エ) 福岡市から委託を受けて行う各種スポーツの振興事業及びスポーツ施設の管理運営事業

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員15人，職員138人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産の全額を出資している。また，管理運営費等の助成として平成15年度に3億6,029万5,235円の補助金を交付している。

また，福岡市はスポーツ施設管理運営業務等の委託を行い，その委託料総額は平成15年度において，22億5,589万3,988円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は40人，兼務は7人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年1月から同16年12月まで

実施期間 平成16年12月1日から同年12月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

ア 会計経理事務について注意を求めるもの

公益法人は，原則として公益法人会計基準に従い，適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら，各体育館等で実施されている有料スポーツ教室の傷害保険料については，各施設で参加者から受領した際に預り金として会計処理を行わなければならないが，会計処理を行っていなかった。

今後，会計経理事務については十分注意されたい。

(事業課)

イ 決算事務について注意を求めるもの

経理規則によると，耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の資産については，固定資産として計上しなければならない。しかしながら，平成15年度の決算事務において，固定資産を計算書類に計上していない事例が認められた。固定資産の保有状況を調査するとともに，決算事務における固定資産の計上については，経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

ウ 物品購入契約に係る業者選定について注意を求めるもの

経理規則によると，契約事務については，福岡市契約事務規則等を準用するものとする定められており，業者の選定においては，業者選定伺により決裁を受けなければならない。しかしながら，物品購入等契約事務において，業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

今後，物品購入契約に係る業者選定に当たっては，関係規則等に基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(各所属共通)

エ 委託契約事務について注意を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により，事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら，「福岡市立早良体育館管理運営業務の一部委託」において，産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず，次のような事例が見受けられた。

今後，産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては，関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(ア) 産業廃棄物の処分等については，収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接，書面で委託契約を締結しなければならないが，当該許可業者との契約となっていない。また，契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていない。

(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていない。

(ウ) 当該委託業務の設計に，産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されてい

なかった。

(早良体育館)

オ 委託の契約方法について検討を求めるもの

委託契約事務については、経済的かつ効率的方法により行われる必要がある。しかしながら、福岡市からの受託業務であるBGM及び案内放送用テープ制作業務については、内容がほぼ同一であるにもかかわらず、毎年各体育館において個々に制作委託が行われていた。関係局とも協議を行い、経済性、効率性を踏まえた契約方法について検討されたい。

(体育館共通)

2 財団法人福岡市体育協会

(1) 団体の概要

ア 基本財産 1億1,827万円(平成16年9月30日現在)

イ 設立年月日 平成3年9月6日

ウ 設立の目的 福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、もって、スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 各種スポーツ・体育団体及び選手・指導者の育成指導に関すること

(イ) 各種スポーツ事業の実施及び援助に関すること

(ウ) 国際スポーツ交流の推進に関すること

(エ) スポーツに関する調査・研究及び広報の実施に関すること

(オ) その他目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員23人、職員7人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち6,000万円(出資率50.7%)を出資している。また、運営事業費の助成として平成15年度に6,139万2,677円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は2人、兼務は3人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年2月から同17年1月まで

実施期間 平成16年11月30日から同17年1月14日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 予算管理について注意を求めるもの

公益法人の収入及び支出は予算に基づいて適正に行わなければならない。また、理事会は、法人としての意思を決定する重要な場であり、収支予算の変更を行う場合の手続については、寄附行為に理事会の議決事項として規定されている。しかしながら、予算管理においては、流用等の手続きを行わずに予算額を超えた支出を行い、年度末に補正により予算調整を行っていた。さらに予算補正後においても補正予算を超えた支出を行っていた。

今後、予算管理については十分注意されたい。

イ 会計経理事務について注意を求めるもの

公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、スポーツリーダーバンク事業の登録料について、日々の会計処理が適正に行われていなかった。このため、決算時における計算書類の現金預金と通帳残高が一致しておらず、決算が正しく行われていなかった。

今後、会計経理事務については十分注意されたい。

ウ 補助金等交付事務について注意を求めるもの

財団法人福岡市体育協会補助金等の交付については、財団法人福岡市体育協会

補助金等交付要綱及び補助金等申請事務の手引きに基づき行うよう規定されている。しかしながら、前回平成11年度の監査において、補助金交付申請書が事業実施後に提出されているものや、実績報告書が同協会の定める期限を超えて提出されていたことについて指摘を受けていたが、今回の監査においても、平成15年度県民体育大会予選会等実施事業補助金について同様の不適切な事務処理を行っていた。

今後、補助金等交付事務については、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

エ 契約事務について注意を求めるもの

検査は契約の内容に適合した適正な履行を確保するための重要な手段である。しかしながら、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な検査が行われたかどうか確認できる書類がないまま、支出事務を行っていた。

今後、契約事務については適正な事務処理を行うよう注意されたい。

オ 固定資産について適正な事務処理を求めるもの

公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理及び管理がなされなければならない。しかしながら、固定資産について次のような事例が見受けられた。適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 固定資産の購入を固定資産取得支出予算の計上を行わず需用費等の別科目で購入していた。
- (イ) 固定資産に該当する資産を貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の計算書類に計上していなかった。
- (ウ) 固定資産について経理規程において定めておらず、固定資産を保有しているにもかかわらず固定資産台帳を備えていなかった。

3 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

(1) 団体の概要

ア 基本財産 500万円（平成16年9月30日現在）

イ 設立年月日 昭和48年2月28日

ウ 設立の目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 福岡市が設置する社会福祉施設の受託経営
(イ) 福岡市から委託を受けた福祉サービス事業
(ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員13人、職員272人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、運営事業費の助成として平成15年度に2億2,697万7,129円の補助金を交付している。

また、福岡市は社会福祉施設の管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成15年度において29億7,956万3,947円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7人、兼務は3人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年12月から同17年1月まで

実施期間 平成16年12月6日から同17年1月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する

事項等が見受けられた。

ア 決算事務について注意を求めるもの

決算事務において、建物等を改良した場合等で資本的支出に該当する資産を取得した場合は、固定資産として計算書類に計上しなければならない。しかしながら、平成15年度決算において資本的支出に該当する資産を計算書類に計上していなかった。

決算事務における固定資産の計上については、経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約の設計書は当該業務に必要な経費を算定するための資料となるものであるとともに、契約予定額が適正であるかどうかを判断する基礎となる設計金額を算定するものであり、適正な数量、単価により作成する必要がある。しかしながら、「平成16年度清掃等業務委託」については、同一の作業内容にもかかわらず、施設により異なった単価により設計が行われていた。

今後、委託契約事務については十分注意されたい。

(総務課)

4 社団法人福岡市雇用促進協会

(1) 団体の概要

ア 基本財産 107万円(平成16年9月30日現在)

イ 設立年月日 昭和49年12月27日

ウ 設立の目的 福岡市内及びその周辺地域企業の雇用促進、従業員定着及び労働福祉向上を図り、持って産業経済の振興に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 雇用促進のための産業労働事情の広報活動及び協力態勢の推進
(イ) 雇用対策に関する調査及び研究並びに関係機関との協議及び陳情建議
(ウ) 労働福祉の向上と労務管理の改善に関する援助指導
(エ) そのほか、本会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員15人、職員2人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち50万円(出資率46.7%)を出資している。また、中小企業雇用促進事業費の助成として平成15年度に152万円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は3人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成11年10月から同16年12月まで

実施期間 平成16年11月30日から同年12月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

公益法人の資産の総額につき変更登記を行うよう求めるもの

公益法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、すべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、純資産額と異なった金額が登記されており、変更登記が行われていなかった。

今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

5 財団法人福岡船員厚生会館

(1) 団体の概要

ア 基本財産 20,385,680円(平成16年9月30日現在)

イ 設立年月日 昭和46年1月19日

ウ 設立の目的 船員並びに家族等の福利厚生及び資質の向上を図り、海運業並びに水産業の振興に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 船員の研修、講習等の施設に関すること

(イ) 船員並びにその家族等の宿泊及び休養に関すること

(ウ) 船員並びにその家族等の資質及び文化の向上に関すること

(エ) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員12人、職員3人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成11年12月から同16年12月まで

実施期間 平成16年12月1日から同年12月22日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

予算執行事務について注意を求めるもの

予算を執行するに当たっては、理事会によって議決された予算に従って行わなければならない。また、緊急止むをえない事情が生じた場合においても、理事長の専決処分を得た後に、次回の理事会に報告し、承認を求める必要がある。

しかしながら、平成15年度中に、消防用設備増設工事を実施するため、緊急止むをえない事情として会館施設修繕積立預金を取り崩して支出していたが、理事長の専決事項であるにもかかわらず常務理事決裁で処理されていた。また、理事会への報告もなされていなかった。

今後は、「福岡船員厚生会館運営管理規則」に則り適正な事務処理をされたい。

6 福岡市住宅供給公社

(1) 団体の概要

ア 資本金 1,000万円(平成16年9月30日現在)

イ 設立年月日 昭和40年11月1日

ウ 設立の目的 住宅を必要とする勤労者に、居住環境の良好な住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 分譲住宅事業

(イ) 賃貸住宅事業(公社賃貸住宅、公社借上型特定優良賃貸住宅)

(ウ) 受託事業等(市営住宅用地の取得・造成事業、リフォーム事業、市営住宅管理等事業、その他)

オ 役員及び職員数 役員10人、職員67人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金の全額を出資している。また、特定優良賃貸住宅供給事業等の助成として平成15年度に1億8,185万6千円の補助金を交付するとともに、自己資金融資制度の資金として1,485万円の貸付を行っているほか、総額210億円を限度とする損失補償を行っている。

また、福岡市は市営住宅の管理業務の委託を行い、その委託料総額は平成15年度において45億5,286万8,170円となっている。

- なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は58人、兼務は9人である。
- (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成15年2月から同16年12月まで
実施期間 平成16年12月6日から同年12月17日まで
(工事監査)対象期間 平成14年10月から同16年9月まで
実施期間 平成16年12月1日から同17年2月16日まで

- (4) 監査の結果
監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

物品購入契約に係る業者選定について注意を求めるもの
会計規程によると、物品の購入等に関する契約については、福岡市契約事務規則の例によると定められており、業者の選定においては、業者選定伺により決裁を受けなければならない。しかしながら、物品購入等契約事務において、業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。
今後、物品購入契約に係る業者選定に当たっては、関係規程等に基づき適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(各課共通)

(工事監査)

設計積算について注意を求めるもの
平成16年度「市営住宅量水器改修工事(上水)その5」
(契約金額1,144万5,000円)
本工事は、計量法に基づき有効期間が満了した量水器を取り替えるものである。
撤去された量水器はスクラップ処理されていたが、資源の有効活用とコスト縮減を勘案し、量水器のリサイクルを検討されたい。

(保全課)

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 NPOアジア太平洋子ども会議・イン福岡

(1) 団体の概要

- ア 設立年月日 平成14年2月1日
イ 設立の目的 アジア太平洋諸国・地域の子どもたちに対して、交流促進への支援などに関する事業を行い、アジア太平洋諸国・地域の子どもたちが、国や地域、文化について考察し、言葉や文化・政治・宗教の違いを乗り越えて友情を育み相互理解を促進し、平和を願う豊かな国際感覚あふれる青少年の育成に寄与する。これらの活動を行うことで、世界の平和と共生を実現させることを目的とする。
ウ 事業内容 (ア) アジア太平洋諸国・地域の子どもたちの交流促進への派遣事業
(イ) アジア太平洋諸国・地域の子どもたちの交流促進に対する招聘事業
(ウ) アジア太平洋諸国・地域の子どもたちの交流促進のための文化、芸術又はスポーツ大会などの交流事業
(エ) その他目的達成上必要な事項
エ 役員及び職員数 役員20人、職員7人(平成16年10月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、第15回アジア太平洋子ども会議・イン福岡事業の助成として、平成15

年度に1,380万円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員に福岡市職員の派遣及び兼務はない。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成14年2月から同17年1月まで
実施期間 平成17年1月24日から同年1月25日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 社団法人福岡市保育協会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和59年9月7日

イ 設立の目的 福岡市内における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の児童福祉施設として設置認可を受けた民間の保育所の振興と円滑な運営を図り，もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 民間保育所の保育事業に関する調査研究及び啓もう
(イ) 民間保育所の施設長及び職員の研修，指導及び処遇改善
(ウ) 民間保育所の施設の整備及び改善
(エ) 関係社会福祉団体への助成
(オ) その他目的達成上必要な事項

エ 役員及び職員数 役員20人，職員5人（平成16年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，福岡市保育協会運営事業の助成として，平成15年度に12億4,526万9,832円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員に福岡市職員の派遣及び兼務はない。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成12年9月から同17年1月まで
実施期間 平成17年1月27日から同年1月28日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

監査委員意見

1 財団法人福岡市体育協会における監査結果について要望するもの

公益法人の財務及び会計については、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行わなければならない。しかしながら、当該団体については、予算、決算及び財産管理等の重要事項について不適切な事務処理が見受けられた。

財団法人福岡市体育協会においては、公益法人会計基準を準拠した適正な財務及び会計処理を行うよう十分注意されたい。また、所管局が、出資団体に対し適切な指導監督を行うよう要望するものである。

(財団法人福岡市体育協会)

2 市民総合スポーツ大会実行委員会に係る予算の適正な執行を求めるもの

市民総合スポーツ大会実行委員会については、財団法人福岡市体育協会が事務局となり、福岡市からの負担金等で運営されている。大会事業は、負担金の交付目的に応じ、事業計画書、予算書等に基づき適正に執行しなければならない。しかしながら、予算の執行において、印刷消耗品費等で固定資産の購入を行っている事例が見受けられた。

財団法人福岡市体育協会においては、実行委員会に係る予算について適正に執行されたい。また、主管課が、実行委員会に係る予算執行に関し適切な指導監督を行うとともに、当該物品の帰属を明確にし、適正な管理を行うよう求めるものである。

(財団法人福岡市体育協会)

別表

福岡市住宅供給公社 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|----------------------------------|------------------|--------------------------------|
| レークヒルズ野多目第3期開発事業 造成工事 | 34,650,000 円 | 平成16年 7月30日から 平成16年10月29日まで |
| (仮称)パピヨン賃貸住宅新築工事 | 当初 698,250,000 円 | 平成15年 3月14日から |
| | 変更 704,576,250 円 | 平成16年 7月30日まで |
| 市営ニュー堅粕住宅2棟浴水パン取 替工事 | 当初 22,050,000 円 | 平成15年 9月17日から |
| | 変更 21,741,300 円 | 平成15年12月15日まで |
| 市営板付住宅8棟排水管改修工事 | 33,390,000 円 | 平成14年12月13日から 平成15年 3月14日まで |
| 市営香椎浜1住宅1～5棟外4住宅 都市ガス施設改修工事委託 | 18,277,350 円 | 平成14年10月23日から 平成15年 1月20日まで |
| 外 18件省略 | | |
| 外 小規模緊急修繕工事 35件省略 | | |